

資料編

1 気仙沼市健康づくり推進協議会要綱

平成 18 年 3 月 31 日告示第 74 号

改正

平成 22 年 3 月 26 日告示第 54 号

(設置)

第 1 条 国民健康づくり地方推進事業実施要綱（昭和 53 年衛発第 328 号）に基づき、市民の健康づくりに関する事項を審議するため、気仙沼市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関を代表する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 保健衛生組織を代表する者
- (4) 学校、事業所等を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、健康づくりの推進に関し知識経験を有する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(職務)

第 5 条 協議会は、市長の諮問に応じ次の事項について審議する。

- (1) 健康増進に関する事項
- (2) 健康教育に関する事項
- (3) 健康診査に関する事項
- (4) 保健衛生組織の育成に関する事項
- (5) その他健康づくりに関する事項

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等を出席させ、その説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日告示第 54 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 気仙沼市健康づくり推進協議会委員名簿

(任期：平成30年7月1日から令和2年6月30日)

団体名	役職	氏名	備考
気仙沼市医師会	総務理事	村岡正朗	(会長)
気仙沼薬剤師会	総務理事	小野寺道子	(副会長)
宮城県気仙沼保健福祉事務所	副所長兼 地域保健福祉部長	三浦理	
宮城県東部児童相談所 気仙沼支所	支所長	久保健作	
気仙沼歯科医師会	副会長	佐藤晶	
気仙沼市保健推進員連合会	副会長	菅原紀恵	
気仙沼市食生活改善推進員協議会	監事	齋藤雪子	
気仙沼市立学校長会	新月中学校長	名取秀樹	
気仙沼商工会議所	女性会会長	武山櫻子	
気仙沼私立幼稚園連合会	副会長	小山郁子	
みやぎ心のケアセンター 気仙沼地域センター	地域支援課長	片柳光昭	
気仙沼市民生委員児童委員 連絡協議会	中地区民生委員児童委員 協議会副会長	小山容子	任期 H30.7.1～
	新月地区民生委員児童委員 協議会委員	尾形和子	任期 R2.3.12～
気仙沼市自治会長 連絡協議会	副会長	尾形順一	
宮城労働基準協会 気仙沼支部	事務局長	赤坂克実	
気仙沼市老人クラブ連合会	健康体力づくり部長	堺千三	
気仙沼市国民健康保険 運営協議会	委員	吉田よね子	

3 気仙沼市健康増進計画評価・策定委員会要綱

平成 28 年 7 月 19 日告示第 131 号

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき策定した気仙沼市健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を評価するとともに、同項の規定に基づき、新たな気仙沼市健康増進計画（以下「次期健康増進計画」という。）を策定するため、気仙沼市健康増進計画評価・策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 健康増進計画の評価に関すること。
- (2) 次期健康増進計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康増進計画の評価及び次期健康増進計画の策定に関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の職員
- (2) 一般公募による市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、次期健康増進計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

4 気仙沼市健康増進計画評価・策定委員名簿

(任期：令和元年11月27日から令和2年3月31日)

団体名	役職	氏名	備考
気仙沼市医師会	総務理事	村岡正朗	(委員長)
気仙沼薬剤師会	総務理事	小野寺道子	(副委員長)
宮城県気仙沼保健福祉事務所	副所長兼 地域保健福祉部長	三浦理	
宮城県東部児童相談所 気仙沼支所	支所長	久保健作	
気仙沼歯科医師会	副会長	佐藤晶	
気仙沼市保健推進員連合会	副会長	菅原紀恵	
気仙沼市食生活改善推進員協議会	監事	齋藤雪子	
気仙沼市立中学校長会	新月中学校長	名取秀樹	
気仙沼商工会議所	女性会会長	武山櫻子	
気仙沼私立幼稚園連合会	副会長	小山郁子	
みやぎ心のケアセンター 気仙沼地域センター	地域支援課長	片柳光昭	
気仙沼市民生委員児童委員 連絡協議会	新月地区民生委員児童委員 協議会委員	尾形和子	
気仙沼市自治会長 連絡協議会	副会長	尾形順一	
宮城労働基準協会 気仙沼支部	事務局長	赤坂克実	
気仙沼市老人クラブ連合会	健康体力づくり部長	堺千三	
気仙沼市国民健康保険 運営協議会	委員	吉田よね子	
社会福祉法人 洗心会	気仙沼市障害者生活支援 センター長	三浦美加子	
医療法人くさの実会 光ヶ丘保養園	地域支援室長	守屋佑亮	
市民委員		加藤明日香	
市民委員		三浦稔	

5 策定までの経過

年月日	内容等
令和元年 7月22日	気仙沼市健康づくり推進協議会へ提案 ・「第3期けせんぬま健康プラン21の中間評価」について
11月22日	第1回気仙沼市健康増進計画評価・策定委員会開催 ・委員会の設置 ・「第3期けせんぬま健康プラン21の中間評価」について ・「自殺対策の推進」について
12月25日	第2回気仙沼市健康増進計画評価・策定委員会開催 ・「中間評価・施策の方向性」について ・「自殺対策の推進」について ・「第3期けせんぬま健康プラン21改訂版（素案）」について
令和2年 2月1日 ～20日	パブリックコメントの実施
2月14日	市議会民生常任委員会協議会にて説明 ・「第3期けせんぬま健康プラン21改訂版（素案）」について
2月28日	パブリックコメント実施結果の公表
3月12日	気仙沼市健康増進計画・評価策定員会 気仙沼市健康づくり推進協議会 ・「第3期けせんぬま健康プラン21改訂版（案）」について
3月26日	市議会民生常任委員会協議会にて説明 ・「第3期けせんぬま健康プラン21改訂版（案）」について
3月30日	庁議にて報告 ・「第3期けせんぬま健康プラン21改訂版」について

6 用語解説

あ行

悪性新生物（がん）

身体をつくっている細胞の遺伝子に傷がついてできた異常な細胞（がん細胞）が無秩序に増殖することにより起きる病気。

一次予防

健康な人を対象として、疾病の発病そのものを予防すること。生活習慣の改善による生活習慣病予防、予防接種による感染症予防などが一次予防にあたる。

か行

かかりつけ医

自身や家族の過去の病歴や体質などを知っていて、気軽に相談に応じてくれるとともに、必要なときには他の専門機関等を紹介してくれる、身近な医師または医療機関のこと。

ゲートキーパー

自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

血圧が高い人

収縮期血圧 130mmHg 以上、拡張期血圧 85mmHg 以上のいずれかまたは両方に該当する者。血圧は、心臓から押し出された血液が血管の壁にあたる圧力のことで、これが一定以上に高い状態を「高血圧」という。日本高血圧学会のガイドラインでは、140/90mmHg 以上（家庭で測った血圧では 135/85mmHg 以上）を高血圧と定めている。

健康格差

健康格差は、地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいう。宮城県が国の「健康寿命の算定プログラム」に基づき、要介護 2 以上の認定数を除くなどにより毎年算定している。

健診（健康診査・健康診断）

健康であるかどうかを確かめる健康診査のこと。

検診

特定の病気の有無を調べる診査のこと。

さ行

自殺死亡率

ある集団に属する人のうち、一定期間中に自死で死亡した人の割合。死亡率（人口 10 万対）では、人口 10 万人当たりで、どのくらいの人が死亡したかを表している。

脂質異常症

血液中の中性脂肪やコレステロールなどの脂質の濃度が基準の範囲にない状態を脂質異常症という。かつては高脂血症と呼ばれていた。脂質異常の状態を放置すると、心臓病や脳卒中など循環器疾患の原因となる。

歯周病

デンタルプラーク（歯垢）という細菌の塊が出す毒素などにより、歯肉や歯槽骨が徐々に侵されていく病気。細菌や毒素が体内に入り込むと全身に悪影響を及ぼし、生活習慣病のリスクを高める。逆に、糖尿病などの生活習慣病は歯周病を悪化させる。

受動喫煙

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。喫煙者が吸っている煙（主流煙）だけではなく、たばこから立ち昇る煙（副流煙）や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれており、特に副流煙が含む有害物質の量は、主流煙の数倍から数十倍にのぼることが分かっている。

循環器疾患

心臓病と脳卒中をあわせて、循環器疾患と呼ばれている。

食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

ソーシャルキャピタル

人々の協同行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

た行

地域自殺実態プロファイル

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センター（国立精神・神経医療センター内）において全ての都道府県及び市町村それぞれの自死の実態を分析したもの。

糖尿病

インスリンというホルモンの不足や作用低下により、高血糖が慢性的に続く病気。高血圧や脂質異常症などの原因となる。糖尿病を放置すると、網膜症（中途失明の原因）、神経障害（壊疽などの原因）、腎症（人工透析が必要となる原因）などの重篤な合併症を引き起こす。

動脈硬化

通常は弾力性がありしなやかである動脈が、加齢による老化や様々な危険因子（喫煙・コレステロール・高血圧・肥満・運動不足など）によって厚く硬くなった状態。

特定健康診査（特定健診）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健診。平成20年4月から開始されている。対象は、40歳以上75歳未満の人（毎年4月1日現在）。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すためのサポートをするもの。

な行

認知症

アルツハイマー病や中枢神経系の疾患などの後天的な原因により、様々な精神機能が慢性的に減退・消失し、日常生活・社会生活を営めない状態。

は行

フレイル

加齢に伴う様々な機能の低下により、健康障害におちいりやすくなった状態。社会的要素（孤独、閉じこもりなど）、精神的要素（うつ、認知症など）、身体的要素（筋力・口腔機能の低下など）の各要素が相互に強く関連する。

平均寿命

0歳の平均余命（ある年齢の人が、平均してあと何年生きられるかを示した数値）のこと。

ヘモグロビン A1c

血糖値の状態をみるもので、最近1か月から2か月間の血糖値の平均がわかる。

ヘモグロビン A1c 5.6%以上に該当する者で、特定保健指導の対象となっており、本計画では「ヘモグロビン A1c が高い人」と定義する。

ま行

慢性閉塞性肺疾患（COPD）

従来、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称で、タバコ煙を主とする有害物質を長期に吸入することで生じた肺の炎症性疾患をいう。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満（腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上）に加え、①血圧高値（収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上のいずれかまたは両方）、②高血糖（空腹時血糖 110mg/dl 以上またはヘモグロビン A1c6.0%以上）、③脂質異常（中性脂肪値 150mg/dl 以上、HDL コレステロール値 40mg/dl 未満のいずれかまたは両方）のうち、1つ以上に当てはまる者は「予備群」、2つ以上に当てはまる者は「該当者」と判定される。なお、①から③には、服薬治療中の者も含む。

や行

要介護認定

介護保険の給付を受けるために、市町村に申請し、調査などによる判定により、要支援・要介護等の認定を受けるもの。

要介護認定率

市町村における 65 歳以上の人口のうち要支援・要介護の認定を受けている人の割合。

ら行

ライフステージ

人の一生を、年齢に伴う変化や、節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分した、生活環境の段階のこと。

アルファベット

BMI（BodyMassIndex：体格指数）

肥満や低体重（やせ）の判定に用いる指標。 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}] \div [\text{身長(m)}]$ で算出する。

KDBシステム

「国保データベースシステム」の略称で、健診受診で測定した検査値や問診情報などを収集し、健康情報を分析できるシステム。

PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

SMR（標準化死亡比）

標準とする人口集団（全国）と同じ年齢階級別死亡率を持つとしたら、その集団で何人の死亡が発生するかを予測し（これを期待値という）、実際に観察された死亡数を期待値で割った値。国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100 以下の場合は死亡率が低いと判断される。

第3期けせんぬま健康プラン21改訂版

令和2年3月

編集・発行：気仙沼市 保健福祉部 健康増進課

〒988-0066 宮城県気仙沼市東新城二丁目2-1 市民健康管理センター「すこやか」

電話：0226-21-1212 ファクシミリ：0226-21-1016

気仙沼市ホームページアドレス (URL)：<http://www.kesenuma.miyagi.jp/>